

第 436 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 5 年 8 月 23 日（水）午前 10 時 58 分から午前 11 時 45 分
- 2 場 所 九段第三合同庁舎 11 階 共用会議室 1－1、1－2
- 3 出席者 公益代表委員 5 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名

都留会長 定刻より少し早いですが、お集まりになりましたので、ただ今より第 436 回東京地方最低賃金審議会を始めます。

主任賃金指導官 お手元の資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしております資料は、議事次第、座席表、クリップ留めをした資料目次、それからホチキス留めをした資料目次その 2 と記載した資料の 4 点です。不足等ありましたら事務局にお申し付けください。

都留会長 ありがとうございます。続いて、委員の出欠状況について、事務局から報告をお願いします。

主任賃金指導官 本日は、公益代表の権丈委員が御欠席でございますが、現時点で、委員定数 18 名のうち 17 名が御出席でございますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数、全委員の 3 分の 2 以上、又は各側委員の各 3 分の 1 以上を充たしておりますことを御報告します。

都留会長 それでは、審議に入ります。

まず、議事（1）「東京都最低賃金審議会の意見に対する異議申出について」です。

事務局から申出状況と処理手続について説明をお願いします。

賃金課長 はい。それでは御説明させていただきます。

厚い方の資料、クリップ留めの方を御覧ください。資料 1 でございますが、東京都最低賃金の改正決定につきまして、令和 5 年 8 月 7 日、当審議会より答申をいただきました。それを受けまして最低賃金法第 11 条に基づき、同日その要旨を公示いたしました。この公示がされた場合、当該最低賃金に係る労働者又は使用者これらの団体を含みますが、公示があった日から 15 日以内に、東京労働局長に異議を申し出ることができるとされております。8 月 22 日火曜日、昨日が異議申出期間満了日

でございました。その結果、期日までに 96 件の異議申出書が提出され、その一覧を資料 2、また、「資料（その 2）」の資料 1 としまして、お配りをしてございます。

提出されました異議申出書の写につきましては、一覧表が分厚い方の資料 2 とホチキス留めの方の資料 1、提出されました異議申出書の写しの方が分厚い方の資料 3 及びホチキス留めの方の資料 2 ということでお手元にお配りしております。異議申出書の内容につきましては、後ほど御説明させていただきます。

異議申出書が提出された場合には、東京労働局長が、東京地方最低賃金審議会にその申出について意見を求めなければならない、とされていることから、本日、諮問させていただくことにしております。

以上です。

都留会長

ありがとうございました。

本日、東京労働局長より、異議申出があったことについて、諮問をされる御意向とのことですので、当審議会としてこれをお受けすることにします。それでは、局長、よろしく申し上げます。

(諮問文 手交)

課長補佐

それでは、各委員に諮問文の写しをお配りいたします。

(諮問文 (写) 配付)

都留会長

事務局は諮問文を朗読してください。

課長補佐

朗読させていただきます。

東労発基 0823 第 1 号

令和 5 年 8 月 23 日

東京地方最低賃金審議会会長 都留康殿

東京労働局長 辻田博

東京地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）
標記について、別紙のとおり J M I T U 東京地方本部ほか 95 件の最低賃金法第 11 条第 2 項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。

東京労働局長より諮問がございましたので、ただ今より、この異議申出について審議に入りたいと思います。

まず、事務局から異議申出書について説明してください。

賃金指導官

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書について、その要旨を御紹介します。お手元の資料集を御覧ください。5ページから資料2として異議申出書一覧があります。一覧に記載した異議申出書につきましては、11ページからの資料3を御覧ください。こちらには78件の異議申出を掲載しています。異議申出の期日は昨日8月22日でした。資料2、資料3の作成後に、追加で提出された異議申出については、「資料(その2)」としてお配りしています。「資料(その2)」には18件の異議申出を掲載しています。合計96件の異議申出がございました。

時間が限られておりますので、異議申出の全文を読むことは割愛させていただき、要旨のみの御紹介とさせていただきます。個人の方からいただいた異議につきまして、お名前の正確な読み方が分かりかねるものもございました点、御容赦をいただきたく存じます。それでは分厚い方の資料の78件から御紹介します。

13ページ、JMITU東京地方本部からの異議です。日本の未来をつくる若者たちが将来に希望を持てるようにすること。安心して結婚ができ、子育ての心配がないようにすること。これらのことは安定した収入なしには叶えられません。日本の未来のためにも、労働局長として再度、改定金額の諮問を行うことを強く求めます。

15ページ、練馬区労働組合総連合からの異議です。他の団体、個人からも同趣旨の異議がありましたので、併せて御紹介します。17ページ、江戸川区労働組合総連合。19ページ、コミュニティユニオン東京。21ページ、コミュニティユニオン東京江戸川支部。23ページ、東京都教職員組合。47ページ、電機・情報ユニオン東京支部。51ページ、建交労神田支部東京CS分会。53ページ、建交労神田支部西神田分会。67ページ、品川地区労働組合協議会。69ページ、世田谷区労働組合総連合。77ページ、東京都教職員組合女性部。89ページ、町田地区労働組合協議会。91ページ、国共病組虎の門病院支部。95ページ、平谷恵子様。97ページ、目黒区労働組合総連合。99ページ、江東区労働組合総連合。121ページ、JMITU目黒地域支部。125ページ、自治労連特

区連。127 ページ、自治労連都職労。129 ページ、東京自治体労働組合総連合現議評議会。131 ページ、東京自治労連。133 ページ、東京自治労連女性部。165 ページ、全日本建設交運一般労働組合東京都本部。167 ページ、東京工業大学職員組合。175 ページ、国立・立川・昭島地域労働組合総連合。183 ページ、渋谷区労働組合総連合。189 ページ、慶應義塾労働組合四谷支部。193 ページ、東京地評・パート非正規労働者連絡会からのものです。

東京の最低賃金を10月1日から41円引上げて1,113円にする答申は到底容認できません。実質賃金が14ヶ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは、時給1,500円以上は必要だとの切実な声が多数寄せられています。最低賃金の大幅引上げは、まさに命と暮らしに直結します。私達は異議を申し立てるとともに再度審議を行い、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引上げることを求めます。

追加意見もございますので、一部御紹介します。

15 ページ、練馬区労働組合総連合からは、各組織が掲げている最低賃金引上げの意見、仲間の実情を全面に出し、答申された改定額では不十分であることを明確に述べ、労働局長として改定金額の諮問を再度行うことを求めてください。

21 ページ、コミュニティユニオン東京江戸川支部からは、41円引上げの時間額1,113円では現在の物価上昇に追いつきません。時給額は1,500円にするよう、再考願います。

47 ページ、電機・情報ユニオン東京支部からは、大企業の職場でも生活できない月収などひどい実態がある。根本的に解決するためには都の地域最賃を時給1,500円まで引上げることを強く求めます。

51 ページ、建交労神田支部東京CS分会からは、人手不足が深刻です、人員確保にはこの最低賃金に納得できず、異議を申し立てて再度検討を要望します。

77 ページ、東京都教職員組合女性部からは、異常なほどの物価高騰で、ますます生活が大変になっています。特に、一人で子育てをしている世帯では、学校で使用する教材費や給食費の支払が困難だったり、習い事にも通わせられなかったりしています。それだけではなく、栄養がある食事を十分食べられていません。

91 ページ、国共病組虎の門病院支部からは、病院は最賃ぎりぎりの設定なので、欠員募集をかけても一向に来ません。

97 ページ、目黒区労働組合総連合からは、中央最賃審議会が出した

金額を鵜呑みにしていたら、非正規で働く労働者は、東京で高い住居費を抱えながら生活を切り詰めて、結婚や子育ても夢のまた夢です。東京は中小企業支援も含め、米国、韓国並みの時給 1,500 円を今すぐ実現してください。

125 ページ、自治労連特区連。127 ページ、自治労連都職労。129 ページ、東京自治体労働組合総連合現議評議会。131 ページ、東京自治労連。133 ページ、東京自治労連女性部からは、世界水準に及ばない最低賃金の大幅改定を強く求めます。最低賃金の改定金額の諮問を再度行うよう求めます。

165 ページ、全日本建設交運一般労働組合東京都本部からは、度重なる食糧費、光熱費、燃料費などの高騰により、特に最低賃金水準で働く非正規労働者は、41 円程度の引上げでは生活が成り立ちません。最低賃金大幅引上げは命と人間らしい生活に関わる大問題です。

167 ページ、東京工業大学職員組合からは、大学では正規の教職員以外にも、多くの非常勤教職員が存在し、委託会社の方々も多く働いています。この人たちの多くが、定期昇給や一時金、退職金などありません。何よりの味方は最賃の大幅引上げしかないのが現実です。

183 ページ、渋谷区労働組合総連合からは、最低賃金制度は働く者のセーフティネットです。しかし、それが実態を反映していなければ、その機能を果たすことはできません。都内で働く全世代の生活実態を把握すること、どれだけの生計費がかかるのかを正確に調査すること、それに基づいた最賃の議論をすることからやり直すべきです。

193 ページ、東京地評・パート非正規労働者連絡会からは、時間給で働く仲間は最賃ギリギリで働いています。生活は限界となっています。物価高以上の最賃の引上げが必要です。

続きまして、次の異議を御紹介します。

25 ページ、東京土建一般労働組合足立支部です。東京土建一般労働組合からは多くの異議申出がありましたので、併せて御紹介します。

異議申出がありましたのは、27 ページ、荒川支部。29 ページ、板橋支部。31 ページ、北支部。33 ページ新宿支部。35 ページ、西多摩支部。37 ページ、町田支部。39 ページ、三鷹武蔵野支部。41 ページ、港支部。43 ページ、村山大和支部。45 ページ、目黒支部。59 ページ、本部。61 ページ、江東支部。63 ページ、品川支部。65 ページ、世田谷支部。79 ページ、小平東村山支部。81 ページ、渋谷支部。83 ページ、杉並支部。85 ページ、墨田支部。87 ページ、府中国立支部。93 ページ、足立支部。

105 ページ、八王子支部。135 ページ、大田支部。137 ページ、中野支部。139 ページ、練馬支部。169 ページ、西東京支部。195 ページ、葛飾支部。197 ページ、小金井国分寺支部です。

具体的に御紹介します。

59 ページ、組合本部からは、最低賃金大幅引上げは建設従事者の賃金にも底上げの作用をもたらします。最低賃金が時給 1,500 円になれば 1 日換算で 12,000 円となります。日給平均で 17,483 円という水準におかれている建設従事者の賃金を大きく引上げることは間違いありません。最低賃金の大幅引上げがもたらすプラスの効果は、建設産業のみならず、民間・公務すべての労働者の賃金引上げにつながります。持続可能で健全な経済成長に達し、憲法に保障される健康で文化的な生活をすべての国民が営むことができる成熟した国へと生まれ変わるために、最低賃金の大幅引上げがその鍵となることを確信する。

各支部からの異議について、さらに一部御紹介します。

組合には、連日、物価高騰、建築資材高騰で、暮らし、生活が厳しいとの声が届けられています。東京地方最低賃金審議会におかれましても、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で建設的な議論を行い、首都東京から最低賃金大幅引上げに足を踏み出してください。少子化対策も外国人労働者を日本へ多く受け入れるためにも最低賃金の大幅引上げは喫緊の課題ではないでしょうか。我が国の最低賃金は諸外国と比しても低水準です。2019 年に労働組合が行った最低生計費調査では東京で時給 1,600 円以上が必要であるという結果が出されています。その後の物価高騰で最低生計費はさらに上昇しています。1,113 円では到底まともな生活を営むことはできません。

続きまして次の異議を御紹介します。

49 ページ、武藤睦美様からの異議です。1,113 円は本当に妥当な引上げ額と言えるでしょうか。私達を取り巻く食料品の高騰は最賃の引上げ率 4.3 パーセント程度では焼け石に水です。半年に一度 100 円程度の時給の引上げを要望します。

55 ページ、東京春闘共闘会議からの異議です。57 ページ、東京地方労働組合評議会からの異議と同趣旨と存じますので併せて御紹介します。

東京の最低賃金を 10 月 1 日から 41 円引上げて 1,113 円にする答申は到底容認できません。私達の加盟組合と組合員個人から出された多くの意見書に述べられている生活実態から見れば、一刻も早く時間額 1500

円に到達すべきであり、今回の答申が大きな第一歩となることが期待されてきました。東京労働局長と東京地賃は英断を下すべきです。最賃を決定できるのは東京地賃と東京労働局長だけです。切実な訴えに耳を傾けていただき、41円からの大幅引上げと最賃1,500円実現に向けて再考されることを心から求めます。

101ページ、佐藤洋子様からの異議です。同趣旨の異議がありましたので併せて御紹介します。

103ページ、新宿区労働組合総連合女性センター。117ページ、久保桂子様。159ページ、結城裕子様。161ページ、菊池友里様。163ページ、東京地評女性センターからのものです。

経済分野での男女格差が遅れています。非正規で働く女性が増えている中で、格差を是正するためには最低賃金の引上げが求められています。実質賃金が14か月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは時給1,500円以上は必要だとの切実な声が多数寄せられています。電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。

追加意見もごございますので一部御紹介します。

長時間労働の解消は誰もが安心して働き続けるため必要です。そのためには残業しなくても暮らせる賃金が不可欠です。

107ページ、墨田区労働組合総連合からの異議です。私達労働者の実態に日々触れ熟知されている立場からすれば、今回の最賃の答申がいかに現実離れしているかについては認識されていると思います。働く労働者と同じ目線や認識を共有されんことを強く望み、重ねて今回の答申に異議申し上げる所存です。

119ページ、コミュニティユニオン東京中野支部からの異議です。同趣旨の異議申出がありましたので併せて御紹介します。

141ページ、東京民医連労働組合健友会支部。143ページ、中野区労働組合総連合。145ページ、ボトムアップ中野（最低賃金1,500円を実現する中野ネットワーク）からのものです。

物価高の中、実質賃金が連続15か月低下している状況や最賃近傍で働きながら家計を支える立場にある労働者が増えている状況で、今回の答申における引上げ額は余りに低すぎます。少子化や格差拡大、日本経済低迷などの社会課題を解決するためにも、現在のような引上げペースではあまりにも不十分です。

次の異議を御紹介します。

123 ページ、地域労組せたがやからの異議です。1,500 円を見通せる大幅アップの答申を期待してきた私達からすれば、大きな失望であり、労働局長として、最低賃金改定金額の諮問を再度行ってください。

157 ページ、目黒地区労働組合協議会からの異議です。201 ページ、橋本策也様からの異議も同趣旨ですので、併せて御紹介します。

実質賃金低下の低額改定は認められません。東京最賃 41 円、3.8 パーセント引上げはあまりに低すぎます。中賃目安通りの東京最賃を改めてください。

171 ページ、東京地方労働組合評議会青年部協議会からの異議です。アンケート調査から青年労働者にとって最低賃金 1,500 円は当たり前の要求、早期に最低賃金 1,500 円以上となるよう、大幅な引上げ改定を審議するよう求める。

173 ページ、文京区労働組合総連合からの異議です。東京地方最低賃金審議会、時給 41 円の答申を撤回し時給 1,500 円を目指す賃金引上げ策を示すこと。当面、東京の地方最低賃金引上げは急騰する物価に対処するため、108 円以上、10 パーセントを答申すること。

191 ページ、全労連・全国一般労働組合東京地方本部からの異議です。東京では今すぐ時給 1,500 円以上とする大幅な引上げ改定を審議するよう求める。貧困にあえぐ労働者の意見を受け止めた審議答申を求める。

199 ページ、生協労連コープネットグループ労働組合からの異議です。最賃改定額は過去最高ではあるものの、この間の物価高騰による生活の悪化を改善できる額では到底ありません。また、さらに地域間格差を広げる中央答申を踏襲したもので、働き手の確保と地域経済の活性化という点において不十分な答申と言わざるを得ません。

続きまして、「資料（その 2）」、ホチキス留めの資料を御覧ください。

1 ページから資料 1 として異議申出書一覧、5 ページから異議申出書を掲載しています。その 2 で御紹介する異議申出書は全部で 18 件ございます。番号 1 から 17 までは同趣旨の異議申出がありましたので、併せて御紹介します。

7 ページ、石井輝夫様。9 ページ、全国印刷関連ユニオン東京地域支部。11 ページ、全国印刷関連ユニオン東京地域支部大日本印刷分会。13 ページ、真鍋章信様。15 ページ、吉村宗夫様。17 ページ、石崎博志様。19 ページ、江中正行様。21 ページ、田村光龍様。23 ページ、岩田

慧様。25 ページ、近藤聡様。27 ページ、長峰浩様。29 ページ、村木正治様。31 ページ、全労連全印総連東京地連あかつき印刷労働組合。33 ページ、全労連全印総連東京地連あかつき印刷労働組合女性部。35 ページ、佐々木緒様。37 ページ、全印総連東京地連新日本印刷分会。

39 ページ、横山朋和様からは、東京の最低賃金を 10 月 1 日から 41 円引上げて 1,113 円に改正することが適当であるとする答申は到底容認できません。実質賃金が 14 か月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは時給 1,500 円以上は必要だと切実な声が多く寄せられています。異議を申し立てるとともに再度審議を行い、切実な実態に向き合い、大幅に引上げることを求めます。

41 ページ、全国印刷出版産業労働組合東京地方連合会からは、東京の最低賃金を 10 月 1 日から 41 円引上げて 1,113 円に改正することが適当であるとする答申は到底容認できません。若年層やパートなどで働く最賃近傍で就労する仲間からは時給 1,500 円以上は必要だと切実な声が多く寄せられています。労働組合が行った最低生計費試算調査では、全国の 25 を超す地域において 20 代単身者が人間らしい生活を営むには少なくとも時間額 1,600 円程度は必要との結果が出ました。人たるに値する生活を保障する最低賃金額に改定するよう強く促すことを求め、異議申し立てをします。

以上が令和 5 年度の東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書、計 96 件の要旨でございます。

都留会長

はい。ありがとうございました。

それでは、これら 96 件の異議申出について一括して審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

都留会長

御異議がないとのことですので、異議申出について一括して審議をすることとします。まず、初めに労側委員の御意見をお願いします。

田代委員

それでは労働者側の意見として申し上げたいと思います。

今年度の地域別最低賃金の審議を進めるにあたり、審議の前に東京都内の各労働団体、また個人の皆様方から要請書、意見書を頂いておりました。それらをしっかり受け止めて私達労働者の代表として審議に臨んでまいりました。審議の中では、働く者、また、その家族が安心安全に働き生活できる水準への引上げを主張してまいりました。今

回の引上げ額41円、1,113円、これに関しましては、今、御説明いただきました異議申出書にもありましたが、私どもも最低賃金ぎりぎりで働いている方々の生活を考えると、まだまだ決して満足できる額ではないという気持ちは変わりません。一緒の気持ちであります。

ですが、私どもが全国レベルでも求めている「誰もが時給1,000円」の水準の実現に向けて首都東京としての一定の評価はできるのではないかと考えております。

また、今回の専門部会での審議にあたりましては、公労使三者で、本当にぎりぎりの審議だったというふうに考えております。

よって、今年度におきましては、今回御説明いただきました異議申出書、トータル96件に関しては次年度において、しっかり議論すべき内容だということを前提に、この場では8月7日に公示されました10月1日発効を含む東京地方最低賃金審議会の意見を尊重して、異議申出書を特段取り上げることなく、再度の審議に関しましては、不要と考えております。

以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。労側の他の委員、御意見ございますか。よろしいですか。

次に、使側委員の御意見を伺いたいと思います。

神委員

はい。ありがとうございます。

東京の地域別最低賃金は41円引上げて1,113円とすることが適当であるとしました8月7日付けでの答申につきましては、全会一致とはなりませんでしたが、公労使の各委員がそれぞれの立場から真摯に議論した結果得られたものというふうに認識しております。

ただいま事務局からは大変多くの異議申出について御説明を頂いたところではございますが、様々な御意見があることは受け止めた上で、これまでの議論を尊重しまして、改めて審議を行う必要はないものというふうに考えているところでございます。私からは以上です。

都留会長

はい。ありがとうございました。使側の他の委員、御発言ありますか。よろしいですか。

ただ今、各側から御意見をいただきましたが、8月7日の当審議会の答申は、関係者から提出された意見も踏まえて慎重に審議した結果であり、異議申出の内容についてもこれまでの審議において十分に考慮されているものと考えます。

よって、令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である

との内容で答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしとのことですので、令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当であるとの内容で答申することとします。

答申については、これから答申文案を作成いたしますので、3分間、休憩とします。

(休憩)

都留会長

それでは再開します。

事務局から答申文案を配布の上、読上げをお願いします。

(答申文案配付)

課長補佐

それでは答申文案を読み上げます。

令和5年8月23日

東京労働局長 辻田博殿

東京地方最低賃金審議会会長 都留康

東京地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和5年8月23日、貴職から同年8月7日付け東京都最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する96件の異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

都留会長

この答申文案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

都留会長

御異議なしということですので局長に答申したいと思います。事務局は答申文の正本を作成してください。

(答申文作成)

(答申文手交)

労働局長

それでは、今、答申を頂きましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

ただ今、会長から東京都最低賃金の改正決定に対する異議の申出に係る諮問について答申を頂きました。厚く御礼申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、7月3日に諮問をさせていただいて、先程お話にあった8月7日に金額の答申、そして本日、異議の答申ということで、非常に短期間に慎重かつ熱心な御議論をいただきましたことを改めて御礼申し上げます。

官報の公示につきましては、速やかに作業を行い、法定どおりの効力発生に向けて手続きを円滑に進めてまいりたいと思っております。

今後は新しい最低賃金の周知及び履行確保につきまして鋭意努力していくことといたします。

また、答申にもございました生産性向上のための助成金の支援の強化、そして周知の徹底、また、中小企業、小規模事業者が賃上げの原資を確保できるように価格転嫁に向けた取組みにつきましては、一層の施策の推進に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

委員の皆様方には引き続き最低賃金制度運営につきまして御理解と御協力を賜ればと思っております。本日は誠にありがとうございました。

都留会長

それでは、東京都最低賃金の発効までの予定について、事務局から説明をお願いします。

賃金課長

はい。御説明させていただきます。答申を頂きました東京都最低賃金の改正に関しましては、本日、官報掲載の手続きを行います。官報公示予定は、令和5年9月1日金曜日となります。

発効日は、法定どおりということでございますので、最低賃金法第14条第2項により、公示の日から起算して30日を経過した日でございます、令和5年10月1日日曜日となります。以上です。

都留会長

はい。ありがとうございました。

それでは、本日、東京都最低賃金の改正に係る当審議会の意見に対する異議申出の内容について御審議いただき、東京労働局長に答申したことから、東京都最低賃金専門部会の任務は終了しました。よって、最低賃金審議会令第6条第7項により、同専門部会を廃止することを議決し

たいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

都留会長

御異議なしとのことですので、本日をもって東京都最低賃金専門部会を廃止することとします。専門部会委員の方々におかれましては、短期間に非常に熱心な御議論をいただきましてありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

では、議事(2)その他に移ります。

何かありますか。

賃金課長

業務改善助成金につきまして制度改正が行われる予定でございますので、事務局から御説明させていただきます。

業務改善助成金とは事業場内で最も低い時間給を一定額以上上げまして生産性向上に取り組んだ場合に支給されるものでございます。最低賃金引き上げの主たる支援策として東京労働局におきましても、その周知及び利用促進に努めているところでございます。

業務改善助成金につきましては、本年8月7日の当審議会における答申におきましても支給対象となる事業場を拡大すること、最低賃金引き上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくすること、との御要望をいただいたところでございます。

また、中央最低賃金審議会の答申におきましても、対象となる事業場の拡大、小規模事業者が使用しやすくなるような拡充、最低賃金が相対的に低い地域への重点的な支援が要望されております。

こうした要望を踏まえまして、厚生労働本省では、中小企業、小規模事業者の皆様が最低賃金の引き上げに対応し、賃金の引き上げに応じた生産性向上に取り組んでいただけるよう拡充をできるだけ早期に行うよう検討を進めていると聞いております。

東京労働局におきましては、厚生労働省における公表を、速やかに周知いたしまして、各事業場に御利用いただけるよう取組みの準備を行っているところでございます。

今後、詳細が決定いたしましたならば、各委員に御連絡するとともに、幅広く都内の事業場及び各種団体等に様々な形で周知を徹底してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

都留会長

ただ今の事務局の説明について、御質問、御意見ございますか。

(意見なし)

都留会長

特になければ、これにて審議終了といたします。

最後に事務局から連絡事項があればお願いします。

賃金課長

はい。次回の開催日程でございますが、後日事務局より御連絡させていただきます。各委員の皆様方の御出席をよろしくお願いいたします。

以上です。

都留会長

ありがとうございます。

それでは、本会はこれにて終了といたします。

本日の議事録の確認は審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は、私が、労側委員は、田代委員、使側委員は、清田委員にお願いします。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。